

用地調査等業務請負契約書 新旧対照表

用地調査点検等技術業務共通仕様書 新旧対照表

赤字下線：今回改正箇所

新	旧
別記 1 （総則） 第 1 条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下 同じ。）に基づき、仕様書等（<u>用地調査点検等技術</u>業務共通仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする業務の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。 （条件変更等） 第 1 8 条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。 一 <u>用地調査点検等技術</u>業務共通仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。 二～五 （略） 別記 2 第 2 章 用地調査点検等技術業務の基本的処理方法 （成果物） 第 2 0 条 受注者は、次の各号により成果物に作成するものとする。 一・三 （略） <u>（削る）</u> 2 ～ 4 （略） （個人情報の取扱い） 第 2 6 条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の<u>安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</u>	別記 1 （総則） 第 1 条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下 同じ。）に基づき、仕様書等（用地関係資料作成整理等業務共通仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする業務の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。 （条件変更等） 第 1 8 条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。 一 用地関係資料作成整理等業務共通仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。 二～五 （略） 別記 2 第 2 章 用地調査点検等技術業務の基本的処理方法 （成果物） 第 2 0 条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。 一・三 （略） 四 容易に取り外すことが可能な方法により編綴する。 2 ～ 4 （略） （個人情報の取扱い） 第 2 6 条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。